

市内の事業者のみなさまへ

有害物質を取り扱う施設を設置する場合

届出書の提出をお願いします

水質汚濁防止法の改正に伴い、有害物質^(※1)を取り扱う「特定施設」や「貯蔵施設」に関する届出が、平成24年6月1日から義務付けられました（下水道法に基づく届出とは別に必要となりました）。

市内に所在する工場・事業場で、次の要件に該当する施設を設置される場合は、下記の担当事務所へ届出書の提出をお願いします。

なお、届出方法や対象施設についてご不明な点がございましたら、当該担当事務所へお問い合わせください。

※1 水質汚濁防止法施行令第2条に規定する28項目です（下記要件【3】参照）。

届出が必要な要件

【1】対象となる施設

届出が必要な対象施設は、以下のとおりです。（水濁法第5条第1項または第3項）

- 1) 有害物質使用特定施設：有害物質を製造・使用・処理する特定施設
- 2) 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を貯蔵するタンク等の施設（20Lポリタンク等は除く）

【2】対象となる事業場



事業場排水の排出先（下水道や公共用水域）を問わず、【1】を設置する全事業場

*下水道放流事業場であっても、水質汚濁防止法に基づく届出が必要です。

【3】対象となる有害物質 H24.5.25 時点

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている物質であり、下表のとおりとなっています。

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機燐化合物	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
8 ポリ塩化ビフェニル	17 1,1,2-トリクロロエタン	27 塩化ビニルモノマー
9 トリクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロペン	28 1,4-ジオキサン
	19 チウラム	

【提出先・お問い合わせ先】

該当する事業場	担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場	下水道資源循環課（水質規制）〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL：6967-0981 FAX：6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場	下水道資源循環課（水質規制）〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL：6615-7525 FAX：6615-6583



*届出用紙・届出の手引きは、建設局のホームページよりダウンロードできます→

大阪市 排水規制

検索